

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月18日
【事業年度】	第85期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
【会社名】	株式会社オーバル
【英訳名】	OVAL Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷 本 淳
【本店の所在の場所】	東京都新宿区上落合三丁目10番8号
【電話番号】	(03) 3360-5061
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員管理部門部長 昨 間 英 之
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区上落合三丁目10番8号
【電話番号】	(03) 3360-5061
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員管理部門部長 昨 間 英 之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第85期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

3 事業の内容

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1)連結財務諸表

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

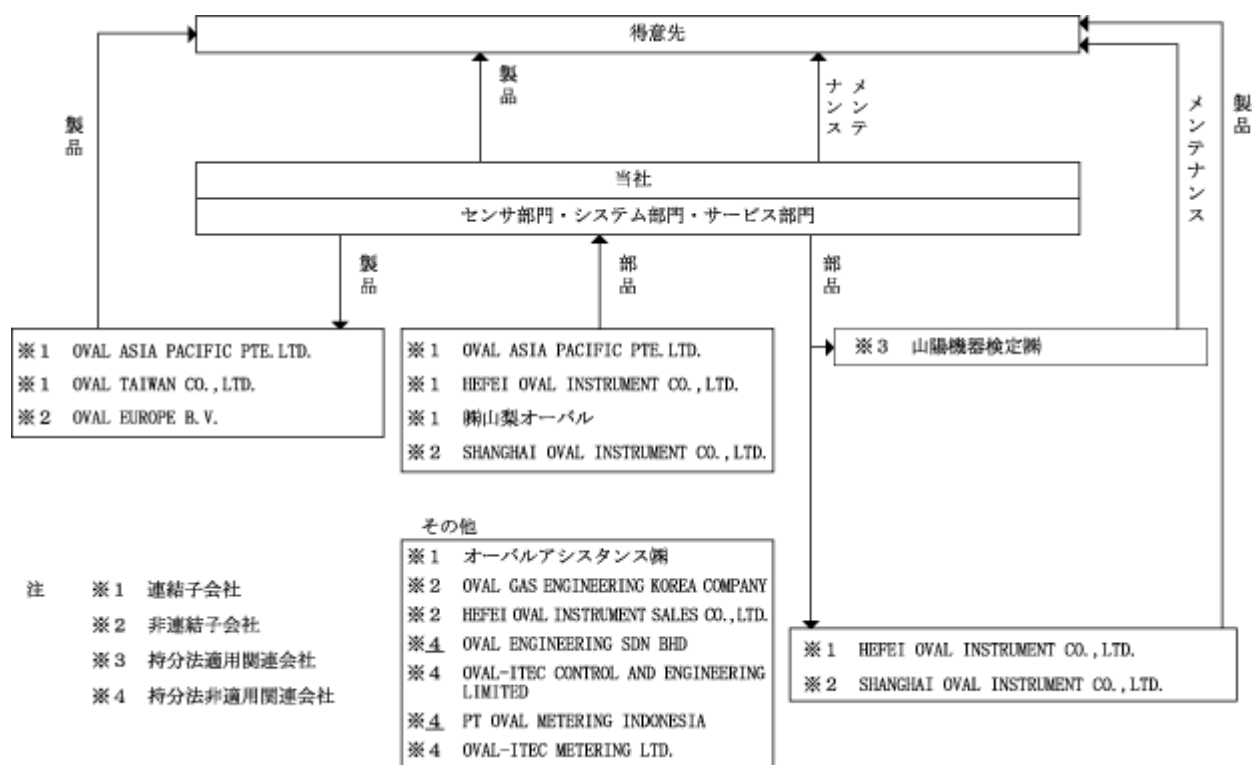
3 【事業の内容】

(訂正前)

当企業グループは、当社、子会社9社及び関連会社5社で構成され、各種流量計、受信器・分析計及び流体制御装置などの計測機器等の製造・販売を主な事業の内容とし、さらに各事業に関連するメンテナンスを行うサービス部門(補修・部品)等の事業活動を展開しております。

(中 略)

事業の系統図は、次のとおりであります。



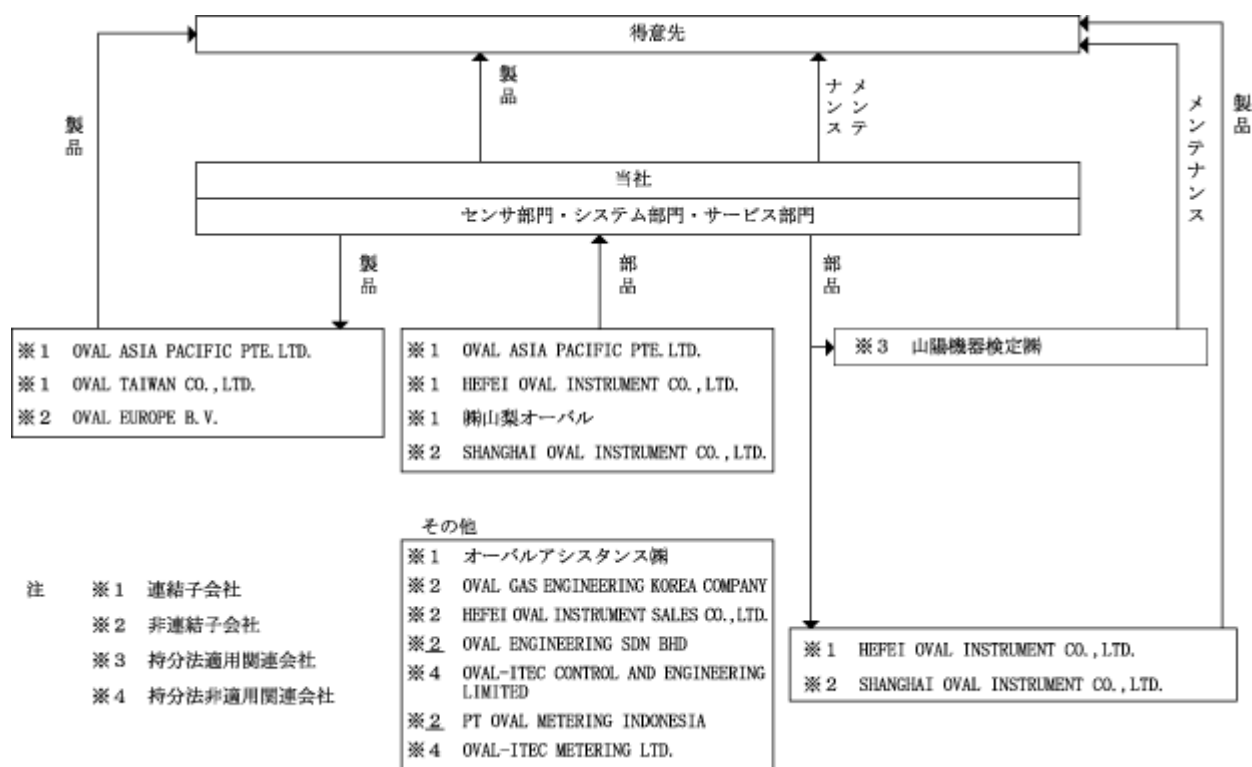
5 OVAL KOREA LIMITEDにつきましては、当社の影響力が相対的に低下したことから、平成19年3月31日付で持分法適用関連会社から除外しております。

(訂正後)

当企業グループは、当社、子会社11社及び関連会社3社で構成され、各種流量計、受信器・分析計及び流体制御装置などの計測機器等の製造・販売を主な事業の内容とし、さらに各事業に関連するメンテナンスを行うサービス部門(補修・部品)等の事業活動を展開しております。

(中 略)

事業の系統図は、次のとおりであります。



5 OVAL KOREA LIMITEDにつきましては、当社の影響力が相対的に低下したことから、平成19年3月31日付で持分法適用関連会社から除外しております。

第5 【経理の状況】

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(訂正前)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(前 略)	(前 略)
(2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社 <u>SHANGHAI OVAL INSTRUMENT CO.,LTD.</u> <u>OVAL GAS ENGINEERING KOREA COMPANY</u> 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。	(2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社 <u>SHANGHAI OVAL INSTRUMENT CO.,LTD.</u> <u>OVAL GAS ENGINEERING KOREA COMPANY</u> 連結の範囲から除いた理由 同左
2 持分法の適用に関する事項	2 持分法の適用に関する事項
(1) 持分法適用の関連会社の数 2社 山陽機器検定株式会社 OVAL KOREA LIMITED	(1) 持分法適用の関連会社の数 2社 山陽機器検定株式会社 OVAL KOREA LIMITED なお、持分法適用の関連会社でありましたOVAL KOREA LIMITEDにつきましては、当社の影響力が相対的に低下したことから、平成19年3月31日付で持分法適用の関連会社から除外しております。
(2) 持分法を適用しない非連結子会社のうち主要な会社の名称 非連結子会社 <u>SHANGHAI OVAL INSTRUMENT CO.,LTD.</u> <u>OVAL GAS ENGINEERING KOREA COMPANY</u>	(2) 持分法を適用しない非連結子会社のうち主要な会社の名称 非連結子会社 <u>SHANGHAI OVAL INSTRUMENT CO.,LTD.</u> <u>OVAL GAS ENGINEERING KOREA COMPANY</u>
(3) 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用の範囲から除外しております。	(3) 持分法を適用しない理由 同左
(後 略)	(後 略)

(訂正後)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(前 略) (2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社 <u>OVAL GAS ENGINEERING KOREA COMPANY</u> <u>OVAL ENGINEERING SDN BHD</u> <u>PT OVAL METERING INDONESIA</u> <u>SHANGHAI OVAL INSTRUMENT CO.,LTD.</u> 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。 2 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の関連会社の数 2社 山陽機器検定株式会社 OVAL KOREA LIMITED (2) 持分法を適用しない非連結子会社のうち主要な会社の名称 非連結子会社 <u>OVAL GAS ENGINEERING KOREA COMPANY</u> <u>OVAL ENGINEERING SDN BHD</u> <u>PT OVAL METERING INDONESIA</u> <u>SHANGHAI OVAL INSTRUMENT CO.,LTD.</u> (3) 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用の範囲から除外しております。 (後 略)	(前 略) (2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社 同左 連結の範囲から除いた理由 同左 2 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の関連会社の数 2社 山陽機器検定株式会社 OVAL KOREA LIMITED なお、持分法適用の関連会社でありましたOVAL KOREA LIMITEDにつきましては、当社の影響力が相対的に低下したことから、平成19年3月31日付で持分法適用の関連会社から除外しております。 (2) 持分法を適用しない非連結子会社のうち主要な会社の名称 非連結子会社 同左 (3) 持分法を適用しない理由 同左 (後 略)